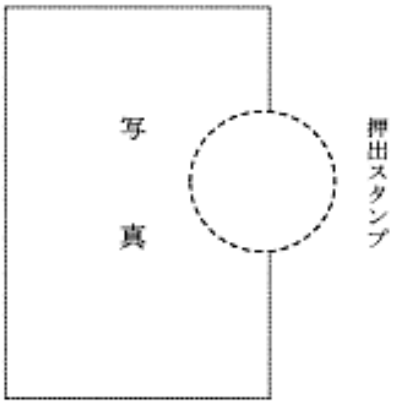
様式第 19（第 19 条関係）

表面

第　　号

電気事業法第 107 条第 15 項の規定による立入検査証



広域的運営推進機関

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

発行者　印

裏面

電気事業法（抜粋）

第 107 条

2　経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

12　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、推進機関に、第２項の規定による立入検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。

一　第28条の43の規定による情報の提供が適正に行われていること。

二　第 28 条の 44 第１項の規定による指示を受けた推進機関の会員がその指示に係る措置をとつていること。

第 120 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

九　第 51 条第３項、第 54 条若しくは第 55 条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第 107 条第２項から第５項まで、第８項若しくは第 10 項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。